
国立公文書館創立 40 周年にあたって

筑波大学名誉教授

大濱 徹也 おおはま・てつや

1. はじめに

今年が国立公文書館創立 40 周年ですが、この数年、年金記録などの問題が世間の注目を集め、国家や社会の記録に関する関心が高まり、アーカイブという言葉が巷で聞かれるようになりました。近くは公文書管理の在り方に関する報告、それを受けた公文書などの管理に関する法律の施行で、マスコミなどでもアーカイブズが話題とされ、公文書館などの紹介、その実態が取り上げられ、この 10 年で新聞記者の何人かがアーカイブズに目を向けてくれるようになりました。

神奈川新聞は、この 4 月に『記録のチカラ—始動「公文書管理法」』を連載し、無意味なものが多い法文の中で、管理法第 1 条の「健全な民主主義の根幹を支える」、あるいは「国民が主体的に」、といったストレートな言葉は読者に訴えかける、となし、これを具体化するためには、国の活動記録がきちんと残されなければならないと問いかけています。まさに現在、民主主義の根幹にかかわる問題として、公文書等の記録が移管・管理され、国民が活用できる使命を担う公文書館などのアーカイブズの在り方が注目されています。このように「民主主義の根幹を支える」だとか、「国民が主体的に」などというような文言がこめられた法律で思い出すのは、国立国会図書館法の前文です。この前文については後ほどふれます。

しかし、福島原発の事故をめぐる対応の記録、首相官邸における首相や関係閣僚の記録が残されていないということが問題視されているのが日本の現実です。このような記録をめぐる現状が問われているときに、アーカイブズが民主主義の基盤と

なる、あるいはアーカイブズを民主主義の基盤とする社会を実現するには何が問われているのでしょうか。

民主主義は、記録し検証する文化にささえられたとき初めて地に根ざすことが可能となります。そのためにも、民主主義のあり方とアーカイブズの関係がいかにあるかをアーカイブズに関わる者一人ひとりが、おのれの課題として問いたずることが今求められております。

この課題をみつめたとき、今年 2011 年は、日本のアーカイブズにとり、ある節目の年だということができます。1971 年の国立公文書館創立から 40 年、2001 年に独立行政法人となり、かつアジア歴史資料センターを開設してより 10 年になります。このような視座で文書等の記録保存、戦後日本のアーカイブズ運動に目を向けると、1951 年に文部省史料館が創立されて 60 年目にあたります。そして、1961 年に時の政府が学術会議の勧告に従って、公文書保存制度調査連絡会議を発足させて 50 年目です。こういう節目の年に日本のアーカイブズは現在何を問われているのでしょうか。

2. 前田多門の問いかけ

ここに思いいたすのは、1945 年の敗戦のときに、日本のあり方が多様に問われましたが、そのとき日本の敗戦を見つめ、日本の再建に向けた目として、日本に民主主義を根付かせるために、アーカイブズともいべきものに関わる発想から問題提起をした 2 人の人物に出会います。その一人が東久邇内閣から幣原内閣の文部大臣として新生日本の教育を担った前田多門です。もう一人が、参議院議員として国立国会図書館の創設に力を尽くし

た歴史家の羽仁五郎です。前田多門と羽仁五郎は、戦争にひた走った戦前国家のあり方を問いただすことで、戦後日本が民主主義国家として再生していくには何が求められているかをそれぞれの場で提示しております。

前田多門は、教育行政の責任者として、占領軍の教育担当責任者が敗戦日本の教育に求められるのは何かと問うたときに、シビックスであると応じております。シビックスというのは日本語になかなかなじみづらいが、あえて言えば公民科か、社会科か、公民道かにあたるがなかなかそぐわないとして、このシビックスを教育の原点に位置づけることが、戦後教育の出発点だと述べたのです。前田多門は、終戦直後の8月18日に文部大臣になり、東久邇から幣原内閣において、シビックスを実らせるべく戦後の文教行政にあたりますが、公職追放で内閣を去り、その後を安倍能成が引き継ぎます。前田がシビックスにかけた思いは、第一高等学校在学中に日本一の社会教育家になりたいと師である新渡戸稲造に決意を伝え、内務省に入り、牧民官として働いて以来、彼が抱いていた課題です。

この占領軍との応答を次のように回想しております。

「今後の教育の方針は、日本にはまだシビックスというものが打ち立てられて居ない。この精神を樹立するのが教育の要務と考える」と言ったら、

彼はにっこり笑って、「それは結構です。そう言う方針でおやりなさい」

問答はそれでお仕舞いであった。シビックスと言う言葉にじっくり合った日本語はどうも見当らぬように思うので、あるいは公民科とか社会科教育とか言っても、どうもその精神が現わされて居らない。人民ひとりひとりの力を合わせて、盛り上げた公共生活、そう言うものが欠けて居るところに、民主政治が育たなかった原因があったと思う。今後はその事を中心に教育を進めて行きたい、それが責任者としての私の

悲願であった。（「人間宣言」のうちそと）」

人民一人ひとりが力を合わせて盛り上げていく公共生活への関心が欠けているところに民主政治が育たないとの思いは、「再び、われわれは天皇を神にしてはならない、という祈りをこめて」、天皇の「人間宣言」を起草した前田の念頭にあったもので、「起草当時、私の頭に去来した思想はやはりこの公共生活への日本人の開眼ということであった」、と認めたなかにもうかがえます。公共生活への日本人の開眼こそはシビックスにたくされたものにほかなりません。そうした点でいうと、日本の政治は今までは上から治めるものであったが、下から公民が持ち寄って、互いの生活をつくりあげていくシビックスという技術を知らなければならぬとも言っております。

シビックス—civicsとは、the study of right and duties of citizenship、市民の権利と義務を学ぶことで、外部から operation and oversight government、政府に対する働きかけと監視をきちんとすることでもあります。前田は、それであるがゆえに「公民科」「公民道」「社会科」とも言いながらなかなかなじまないという思いを持っています。このシビックスは、「その地域において住民が自分らの力で共同生活を作り上げていくというような意味」、あるいは「われわれが共同生活体の責任者として共同生活体を盛り上げていく」ことだともとし、「断片的にいろいろな公けの事柄について知識を与えるというだけの、断片的な知識を与えるという」「公民科」「社会科」ではないと断言します。それはあえて言えば、市民の哲学を身につける、市民教育にほかなりません。

まさに日本の教育においては、このような市民精神の涵養に関わる教育が、公教育に欠落していたのです。前田は、「民主主義はその行動の形態に於て、共同の生活を、各人が共同して行うことである。共同生活の処理、すなわち政治は各人の責任である」ということの自覚をうながします。ここでは、政治は共同生活の処理であるがゆえに、各人が責任をもち、共同して行いうるように、一

人ひとりが秩序形成の主体とならねばなりません。そのような存在になったとき、初めて人格だとか一個独立した人間としての人間意識というものが身につくのではないかというのが、若き日から前田多門が考えてきたことです。それは新渡戸稲造の下で育ち学び、内村鑑三から信仰を学んだ前田の原点にほかなりません。

この思いで、前田は戦後においても共同生活をささえる政治に責任をもって主体的に参加する原点にある選挙権の行使たる一票がいかに大事かというので、公明選挙運動の推進に力を尽くしております。この共同生活の処理である政治が身近に感じられるのが地方自治です。そこで前田は、日本の地方自治とは何かにつき、1930年、昭和5年に『地方自治の話』で問いかけます。この本は、昨今説かれている地方分権をめぐる言説にたいしても、内容に富む作品です。

その中で前田は、地方自治といいながら、自治体の事務所をヨーロッパで Town Hall とか Hotel de Ville と呼び、町や村の「公会堂とか建物」と見なしているのに対し、日本では「役場」と呼称していることに注意をうながします。この「役場」は、「国政の委任事務」を執行する所で、住民にとり「自分達の共通の事務所といふよりは、寧ろ国家の行政庁たる町村庁の役場に、国家的権力服従の関係において出頭する」場です。それだけに前田は、このような上下の権力関係に位置づけられている「自治」のありかたを問いただし、住民の意識を変え、住民が自治の主体となることをめざし、あるべき「地方自治」とは何かを問いかけたのです。このような住民の意識を変えることからまず始めなければならないと。この意識の変革は、いまだに都庁・府庁・県庁であり、区や市は役所であり、町村は役場であるように、至難のことですが。

前田は、このような問題をすでに1930年代に指摘し、自治体は住民の日常生活に奉仕するものであり、住民たる「吾々」が自治の主体として、お互い知らぬ他人が共同して営んでいくことで、自治の当事者として連帯する公民—市民になりうるとの思いを説き、実践しております。

昭和初頭に東京市助役に就任した前田は、市政改善の一步として予算決算書の積極的公開を望むとのべています。行政の執行権限が強い政治のあり方に対して、予算執行を公開させ、東京市民が一人の市民として監視していくシステムがいるのだと。いわば前田には、市民こそが真の主人であり、市民の監視、市民の了解、市民の承認、市民の協力後援があつてこそ、あらゆる問題が初めて解決され、自治が実現し、ここに自治政府の成功が可能になるとの強き信念がありました。

ここでめざされた政治は、人がよい道を歩き、よい水を飲み、よい教育を受けるためにサービスを尽くすことだというのがその政治哲学です。それを実現するには、シビックスの担い手となる公民の責務が問われたのです。その一つは普通選挙というものによって、「国民の公事に対する熱意関心」を示す一票の力をきちんと行使していける公民が存在していることです。

この公事に対する熱意や関心は、上下の関係だけではなく、横のつながりがあることによって可能になります。国民として市民としてお互いの公共生活を共同処理していこうというような感覚がない限り、市町村の自治は成り立ちません。上下の関係で、公事が上からの命令で臣民として従わなければならないという関係ではなくて、秩序形成能力のある公民となるべくシビックスを身につけなければならないのです。こういう発想を戦前から貫いているからこそ、前田は戦後の教育行政の担当者になったとき、まさにシビックスという言い方で応じたわけです。

かつ立憲政治か独裁政治かという問題では、「究極の監督者は民衆の声に帰すと。知識は専門家に、しかし知恵は民衆に属すべき理」と説き、政治の監督者、統治の主体者である民衆の目に期待し、民衆が統治を検証することの必要性を早くより認識しておりました。このような認識こそは、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」が「民主主義の根幹」と位置づけた世界をささえるもので、公文書の管理と検証によって政治を検証することが広く市民に開かれた社会を実現していく民主主

義を可能にするものにほかなりません。

3. 羽仁五郎の思い

もう一人の羽仁五郎は、戦前の圧政は議員の無知がもたらしたものであり、無知の犯罪を犯さずにはならないし、犯してもならない。そのためには国民から選出された国会の下に国立中央図書館を創設したい。この思いが国立国会図書館法前文の冒頭にこめた思いです。おそらく法律に前文があり、聖書の1節が挿入されているのはこの法律だけではないでしょうか。前文には、新訳聖書ヨハネ福音書8章32節の、「真理を知るようになり、その真理があなたがたを自由にする」というイエスの言葉に託して、「国立国会図書館は真理がわれらを自由にするという確信に立って」という文言が入っております。羽仁は、ドイツ留学中にフライブルク大学の図書館銘文にこのヨハネ福音書8章32節を見て、心をうたれて前文に入れたのだと語っています。この聖句は、アメリカを流浪していた内村鑑三もジョーンズ・ホプキンス大学の講堂で出会っており、真理に向けたまなざしとしてキリスト教の信仰をささえるものだとのべています。

内村鑑三は、この問いかけにつき、『聖書之研究』で「智識と真理と自由」、「真理と自由」などというような課題で、その「真理」が神ご自身、あるいは命、光、イエスを知ることであって、知識は人を自由にならしめ、無知が人を不自由ならしめるというようなギリシア・ローマ的な知識とは違うのだということを説いております。

羽仁が説いた認識はギリシア・ローマ的なものです。この「真理がわれらを自由にする」という銘文は国会図書館本館の中央出納台上にあり、その横にギリシャ語で聖書の言葉「真理があなたがたを自由にする」が刻まれています。現在の国会図書館は、「真理」を「知識」となし、「知識は我らを豊かにする」をスローガンにかかげており、ギリシア・ローマ的な知の世界をめざしているようです。

羽仁がヨハネ福音書8章32節にたくした思いは、新しい国会図書館に次のことを期待したがため

す。

- 1) 無知はすべての悲惨の原因であり、人民主権は無知の上に確立することはできない。憲法の保障する人民主権に寄与できること。
- 2) 国会図書館が同時に国立中央図書館の機能をはたすことによって、日本の図書館を文部省などの官僚主義の支配から解放し、日本の図書館があらゆる文書の公開・読む自由の保障・検閲の禁止・出版の自由等の基盤の上に自由に発展充実することが期待されること。
- 3) 行政各省の図書館および司法すなわち最高裁判所の図書館を国立国会図書館の分館にすることによって、あらゆる政治資料を人民主権の国会の手にとどくところにおいたこと。

ここには、図書館が「あらゆる文書の公開」の場であり、統治の記録資料を「人民主権の国会」の下に置くことをめざしていますように、支部図書館をとおして行政・司法の統治情報を集積し、国会図書館にある種のアーカイブズの使命を担わせようとの思いがうかがえます。この思いは副館長の中井正一によって具体化されようとしています。

中井正一は、1936年に日本における人民戦線を志向して『世界文化』『土曜日』を刊行し、治安維持法で下獄、戦後に尾道図書館長となり、広島県の民主化運動を担った人物です。金森徳次郎館長の下で副館長に就任した中井は、羽仁の意を体してその実現に努め、国会図書館を単なる書物の収蔵庫ではなく、統治情報を集積し、国会図書館を知と情報の巨人にしようとしています。国家の営みを検証する器にしたいという構想が描かれていたようです。しかし、このアーカイブズ的な思いは実現しません。

このシビックスと聖書のメッセージに託された意思是、ある意味で「[時を貫く記録としての公文書管理の在り方]—今、国家事業として取り組む—」が説いた、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある」、という提言の哲学につうじるものではないでしょうか。

このように前田多門や羽仁五郎が問いかけた課

題は今まさに思いおこされるべきことではないでしょうか。そのような意味でいうと、日本のアーカイブズをめぐる世界には、公文書館を、アーカイブズをして、シビックスを担いうる器にするために何が問われているのでしょうか。

4. 40年の歩みから

そこで、この課題を国立公文書館40年の歩みをたどることで考えることとします。1948年に国立国会図書館は、先ほど言いましたように、「真理がわれらを自由にするという確信に立って」、1947年5月3日に施行された日本国憲法の理念を実現する器たるべく、設立されました。そして1950年の図書館法は、「図書・記録その他必要な資料の収集」をうたい、記録をアーカイブと訳しています。51年に文部省史料館が生まれ、59年に山口県文書館が誕生し、日本ユネスコ国内委員会が内閣文庫に国際公文書館会議への加入勧誘を通知してきます。

この年、日本学術会議第29回総会は岸信介総理に「公文書散逸防止について」を勧告。この中で、「公文書の中には、学術資料として価値あるものが多く含まれているので、その散逸消滅は、将来の学術発展の上に憂慮にたえない。」とのべています。政府は、このような意向を受け、61年に公文書保存制度等調査連絡会議を発足させ、第一に官公庁における公文書の保存、整理、の実情調査、第二に公文書類の散逸防止並びに一般利用についての対策、第三に主要各国における公文書館制度に関する事項、第四に公文書の保管並びにこれが公開利用を計るべき施設等について、これらの事柄を研究協議していきます。この会議は、アーカイブズとはなにかにつき、当時の欧米世界のアーカイブズに関する先端的理論をきちんと学びながら検討していたことがうかがえます。

1969年に日本学術会議第55回総会は、佐藤栄作総理に「歴史資料保存法の制定」を勧告。ここでも「貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために」と、訴えています。それらの動きは、やがて1971年の国立公文書館と環境庁の設置になります。国立公文書館は、環境庁と一緒に設置されたのです。

ここには、国立公文書館の創設が環境庁とともに設置されたことにみられるように、政治が国民の目線を意識するようになったある歴史の転換点がみられるのではないのでしょうか。そこには学術会議が提示した「学術資料」という目とは異なる目線があるように思います。

このことがよくわかるのは、山中貞則総務長官の国立公文書館設置に対する説明と答弁にうかがうことができます。山中総務長官の趣旨説明には、公文書管理法にもりこまれた「国民共有の知的資源」ともいべきものに近い認識が読みとれます。

公文書類が持つ国家的、国民的資産としての価値の重要性にかんがみ、(略)本公文書館は、おもな業務として、各省庁から移管を受けた公文書類を整理し、保存するとともに、これらを閲覧に供するなどその幅広い活用をはかり、あわせて、これに関連する調査研究及び事業を行うものであります。このような事業を行うことにより、国立公文書館は、わが国の歴史を記録する貴重な公文書類を長く後世に伝えるとともに、過去の経験と教訓を現代に生かす重要な役割を果たすことを目的とする(衆議院内閣委員会)

公文書類は、国の政治、経済、社会、文化等、各分野における歩みをあとづける貴重な資料であります。(略)公文書類が持つ国家的、国民的資産としての価値の重要性にかんがみ、国立公文書館の設置(参議院内閣委員会)

参議院内閣委員会の審議では、立教大学総長であった松下正寿の選別・移管・保存の質問に対し、「閣議、請議に関するものがまず第一であります。次に省令、訓令、それから通達、例規、内規、これらのうちで将来の参考となりうるもの、それから訴願、訴訟、採決に関するもの、国際条約、国際協定、国際会議に関するもの、それから国会に関する資料、ただし議事録は含まない、許可、認可、認定、承認に関するもの、各種審議会等に関するもの、予算、決算等会計に関するもので特に重要

なもの、帳簿、帳票は含まない、その他歴史資料と考えられるもので、これが古文書の貴重なもの」と、今私たちが求めようとしている論点についての確にのべています。「歴史資料」として考えられるものは「古文書の貴重なもの」との認識です。ここでは、明確に歴史資料というものと行政的公文書というものをきちんと区別をしながら、公文書館がなすべきことは何かが説かれていました。

しかし、1977年の日本学術会議第73回総会が福田赳夫総理に出した要望「官公庁文書資料の保存について」は、「学術研究資料として保存し、その利用を保障するために、例えば「公文書館法」の制定」を、と説いています。公文書を歴史資料として保存するという言説には学術研究という呪縛が付きまどっていたのです。ここには、研究者の特権的利用という思惑が見え隠れしています。このような発想には、アーカイブズが統治を検証する場であり、自治の主体を生み育てていく器だというような問いかけが希薄であると言えます。1980年の日本学術会議第79回総会は、大平正芳総理に「文書館法の制定について」を勧告し、「国民共有の文化遺産であり、かつ、学術研究上貴重な資料でもある官公庁文書資料」の保存を訴えたのです。1987年の公文書館法は、このような意向に強く影響されて、「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供すことの重要性にかんがみ」、と公文書の「歴史資料」たる価値を説くこととなりました。

1991年の日本学術会議第111回要望「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について」では、「歴史学のみならず広く人文・社会科学、自然科学にとって、最大級の学術情報である。さらにそれは、学術的に重要であるだけでなく、国民共有の文化的・歴史的資産として貴重な価値を有している」のだと。思うに、ここで強調された「学術情報」、「文化的・歴史的資産」という認識こそは、記録資料の選別移管において「歴史的価値」だとか「学術的価値」、「文化的価値」を云々することとなり、行政の担当者を困惑させていく要因になりました。彼らから見れば、行政運営における執務上の参考資料として後世に残したいが、は

たしてそれが「歴史的」かどうかという判断をしろといわれても、困惑するだけの話です。

5. 民主主義の根幹を担う器として

このようななかで1999年に行政機関情報公開法と国立公文書館法が出ますが、ここでは管理より公開が先になり、2001年には国立公文書館が独立行政法人となります。そして2008年に福田康夫総理の熱意もあって、公文書管理の在り方に関する有識者会議最終報告「時を貫く記録として公文書管理の在り方」では、先ほど言いましたように、民主主義の根幹は国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書が、この根幹を支える基本的なインフラであるとなし、さらに未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産であると、「公文書の意義」を力説したのです。

さらに2009年の公文書等の管理に関する法律では、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」で、「主権者である国民が主体的に利用しうるものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」と、理念が説かれています。この「国民」は、秩序形成能力を身につけた、国家を主体的に担いうる国民にほかなりません。まさにシビックスを身につけているということが問われているわ



けです。

そこでは、国および独立行政法人等の諸活動を、現在および将来の国民に説明する責務が負わされています。いわば公文書の管理は、「行政が適正かつ効率的に運営される」保障であり、「現在及び将来の国民」への説明責任を果たし、行政改革をささえ、公務を証し、公務に携わる者に誇りを持たせていくためのものでもあるのです。このことは、「歴史的」「学術的」「文化的」等々の言説に託される価値を云々する以前に、公務にかかわる行政的価値があるということに注意すべきことを示唆しています。

そこに求められる選別移管で考えるべきは、第1が、歴史的価値ではなくて、行政的価値ともいべきもの。職務遂行上からの価値で、各組織内で共有、利用する公用物として管理利用されるもの、がまず移管されるべきものです。それは現場担当者の目で、十分に見られるわけで、主権者への公務が適切に営まれてきたか否かにかかわる説明責任の証しともなるもの。第2が、アーカイブズの価値といいますか、アーキビストの目で組織横断的に政策等を検証しうる素材の有無を判断し、将来の検証に対応した説明責任をなしうる証拠的記録たる知的資産ともいべき公共用財。アーカイブズの目に問われるのは過去の営みにかかわる統治の検証です。このような選別の価値というものを少し検討してみる必要があるように思います。

そのためには、公文書館などにいる専門官といわれるアーキビストの人たちは、もっと行政の現場の担当者とコンタクトを取り、そこから学ぶべきことが多いのではないのでしょうか。そのような営みをなしえたとき、統治を検証しうる記録資料の管理保存が実現するのではないのでしょうか。このことは記録による議論を可能にする、検証する文化、政治文化の熟成が民主主義を根付かせていくことになるように思います。

6. 検証する政治文化—ヘゲモニーをめぐる

いわばアーカイブズというのは、そういう意味で言えば、公論の形成を可能にするものです。現

在は多数決による、私に言わせると対決格闘技型の民主主義ですが、本来は記録や証拠による議論によってヘゲモニーを確立していく、権力的・権威的なヘゲモニーでない倫理的・文化的なヘゲモニーへの目があるのではないのでしょうか。そうすれば、ある意味で言えば、対論熟議型によるとも言える民主主義への道が少しは可能になるのかと思います。

政治におけるヘゲモニーが記録資料の有無だとか公開のあり方に強く関わっているのが外交交渉です。外交交渉で記録の有無がヘゲモニーになるという認識を持っていたのは、戦前で石井菊次郎、戦後においては大平正芳です。大平は、外務大臣として、国際ルールである30年原則というものを日本の外交記録に適用したいという思いを強く持っていました。

この外交記録は、現在その公開につきイギリスが15年ルール、フランスが25年ルールに変更されたと言われています。そうすると、イギリスの目、フランスの目で外交交渉が先に発表されるならば、先に外交交渉を公表した外交のほうが優位性を持つこととなり、非公開であった国の外交は、ある意味で言えば、内外に疑心暗鬼をもたらし、政府への不信を増幅させていくことになるのではないのでしょうか。

まさに記録資料の有無がヘゲモニーを左右するのは現実政治の場だけではなくて、歴史対話における歴史認識をも規定していきます。国家間の歴史対話は、それぞれの国家の記録資料をふまえたヘゲモニー闘争だと思います。そのために重要なのは、相互の違い、認識の相違というものを互いの記録資料で確認することからまず始める作法です。よく歴史学界などで「歴史認識の共有」などということが言われておりますが、このようなことはできるはずはないと思います。歴史の対話、相互の記録が問い語る世界での対話でなすべきことは、ある出来事をめぐり、なぜ相互が違っているのかということを確認していく作業ではないのでしょうか。それだけにアーカイブズの有無、記録の有無が問われてきます。そうした記録資料、証

拠に基づく検証をささえる意味におけるアーカイブズの存在はきわめて大きいわけです。

これは何も国家アーカイブズだけではなくて、反体制運動においても、社会運動アーカイブズの在り方にもみられます。このことに気づいていたのは石堂清倫です。石堂は、日本の社会運動を検証しない限り、運動が構築できないという思いから、運動史研究会を立ち上げ、その成果を『運動史研究』として、1978年から86年にかけて17冊刊行しております。それは、日本共産党をはじめとする日本の社会運動が組織としての記録を残していないか、あるいは記録を密封し、関係者の手で検証出来ない、させなかったがためです。そこで石堂とその仲間は、戦前の関係者からのオーラルを徹底して残していくことをしたわけです。このような営みは、何も国家だけではなくて、国家に対する反体制運動にとっても必要なわけです。石堂がそれに気づいたのは、南満洲鉄道の調査部に入り、大連図書館にまわされ、そこでアーカイブズの整理をしたことによります。

思うに記録による検証する文化の有無は、政治の場において見るならば、世間の風に流される世論に翻弄される漂流型の民主政治ではない、輿論をふまえた熟議型の民主主義を可能にしましょう。それは、前田多門が説いた共同の生活を各人が共同して行う、共同生活の処理、すなわち政治は各人の責任であるという自覚をなし、政治の主体となりうる秩序形成能力を身につけた民衆なり市民によって実現できる世界です。まさにアーカイブズは、公文書等が健全な民主主義の根幹だというその民主主義を担う器、その理想を担っていく場ではないでしょう。しかし、アーカイブには「始まり—始原」という意味と、「掟—支配」という二つの原理があります。そのために統治する、支配する者は、アーカイブズを民衆統治の武器となし、専制的権力をふるうことも可能なのです。

その一端は、ジョージ・オーウェルが1949年の作品『1984年』ですでに描き出した世界です。この『1984年』には、ダブルシンキングという生きる作法、二重思考をすることで生きていく姿、心

に思っていることを封殺し、常に隠しながらしか生きていけない、そういう世界が描かれています。そこで生きる人は己を抹殺していく生活が日常化し、己を抹殺する生活が余儀なくされます。このような状況は、己を無化していく営み、ある匿名化された社会として現在まさに現出しております。

そういう社会であるだけに、政治権力を握る者は国民に帰属すべき知的情報資源を一元的に管理し、自己の帰属にしたいとの欲望に常にさらされております。それだけにアーカイブズに働く者には、誰が統治の主体者であるかということに思いいたし、所蔵する資料、多様な記録資料を保存管理し、適切に公開していくことが問われています。しかしアーキビストは、特権的に多様な秘匿情報と出会うがために、個人的な利益で公開するという誘惑につねにさらされており、「抹殺」したいという病にとりつかれましょう。

思うに国立公文書館をはじめとする諸アーカイブズは、「公文書等が健全な民主主義の根幹を支える知的資源」を管理することで、民主主義を担う器として位置づけられた現在、広く開かれた存在となることで、国家が統治する具である以上に、多様な統治を検証する器となりうるように、自覚的に努めねばなりません。アーキビストには、この思いを常に己の内に確保することがもとめられます。

いわば国立公文書館、国家アーカイブズは、統治の検証を可能とする記録資料の守護者であり、検証する文化を発信する場として、その存在を輝かせていきたいものです。さらに、都道府県をはじめとする自治体アーカイブズは、前田多門が説いた地方自治を担う主体たる住民に顔を向け、自治のあり方を問いただし、住民の意識を変え、住民が自治の主体となることを目指し、あるべき地方自治とは何かを問いかけ、地域を覚醒していくことがまさに自治への目を可能にするのだということに思いいたすべきです。それだけにアーカイブズが営む展示には、歴史館などとおなじような巷で話題となっている歴史のある断面を切り取った歴史展を企画するのではなく、行政の営みを検

証しうる展示への目と作法が求められます。それを可能にするには、統治を証し、検証に耐えうる公文書等の記録資料の移管と公開を実現せねばなりません。

7. 公文書館の展示がめざすこと

このようなアーカイブズが目指す、シビックスを実現する展示の可能性について若干紹介します。沖縄県公文書館の「平成22年常設展—公文書がつなぐ過去と未来—」は、アーカイブズに相応しい展示としてすぐれています。この展示は、「公文書は過去を知る歴史資料としてだけでなく、現在のわたしたち、そして将来の県民の権利を守りうる記録にもなります。公文書館には、その記録を保存し、継承する役割があります。この常設展では、当館が所蔵するさまざまな資料の紹介を通して、公文書が過去と未来を「つなぐ」ために公文書館がどのような資料を保存し、未来へ継承していくかを、みなさまにお伝えしたいと思います。」と、公文書館の使命を伝える企画であるとの趣旨を冒頭にのべております。その内容は、

- 1) 「沖縄県公文書館の収蔵資料」で沖縄県の公文書（戦前の沖縄県公文書 琉球政府文書 復帰後の沖縄県文書）の特色を述べ、その他の沖縄関係資料（檔案資料 古文書 個人・団体文書 米国収集資料）を紹介し、「公文書館で地域史を発掘してみませんか」と、問いかけています。
- 2) 沖縄県の公文書管理
- 3) 公文書館の機能—収集・評価選別・廃棄処分、目録整備—個人情報保護・デジタル化、劣化予防—マイクロ化・修復措置、保存、閲覧提供にいたる作業工程の紹介。
- 4) 沖縄の地籍調査(1)(2)—年表、琉球王国時代の土地調査、明治時代の地籍調査、沖縄戦と地籍、戦後の地籍調査（他県は市町村が主体、実施主体は琉球政府から県へ）（一筆限調書・土地所有申請書・土地所有権証明書交付済通知書・一筆地調査図・地籍問題解消に向けて・所有者不明台帳・1971年度所有者不明土地管理

特別会計に関する書類)

- 5) 土地関係—「土地所有権申請書」「所有者境界確認」

4) 5) は土地の権利関係にかかわる原資料を展示し、公文書館がいかに県民生活をささえるものであることを具体的に提示しております。まさに沖縄県公文書館は、土地の権利証明をすることで、県民にとり必要な場なのです。このような権利の証明は、沖縄県のみならず、東京都公文書館もそのような場面で利用されておりました。ここにはアーカイブズの原点には、市民の権利を確認し、証明する器であることが問われていることが読みとれます。

- 6) 沖縄県歴代知事—知事の事務引継ぎ、井野次郎・屋良朝苗資料。屋良日記は、日本復帰決定の日を展示しています。その文面には県知事の苦悩が認められており、公人の日記等の記録は、私的なものである以上に、公的性格が強いことを示唆しております。
- 7) 市町村配置分合・境界変更
- 8) 地域振興券等
- 9) 地域振興券交付事業
- 10) 沖縄国際海洋博覧会
- 11) 沖縄関係資料—USCAR 写真資料
- 12) 個別の財産や権利を証明する公文書
- 13) 援護関係（靖国神社合祀者名簿）
- 14) 軍雇用関係—「年金記録確認」で利用されたことを紹介。
- 15) 出入国管理、海外移住関係
- 16) 沖縄県関係—重要な意思決定に関する公文書
行政の説明責任と過去の経験を今後の社会形成に活かすものとなし、条例等の制定改廃、重要施策等の審議（「秘書課 会議録」）などの記録の展示
- 17) 社会資本の整備計画と管理
- 18) 社会情勢・変遷が反映された公文書
- 19) 沖縄の軍事基地分布図
- 20) 県勢のあらまし・統計情報から構成されています。

かつ「高等弁務官のメモ」として、占領地沖縄の最高権力者であった一執政官のメモを展示しており、米軍政の命令に背いた者は死刑との布告があります。ここには沖縄統治の実態が示されており、占領当初の「軍事基地分布図」と重ねれば、いまだに米軍の占領下にある沖縄の姿が読みとれます。

このような展示から見えてくることは、総理大臣をはじめ大臣、知事等の統治の責任者は全人的に公人であり、その営みがすべてアーカイブズの管轄下にあるとの認識を提示したのではないのでしょうか。プライバシーなる言説は許されないのです。しかし現状は、総理にせよ知事にしても、その記録が「個人的」なものとして、秘匿され、退任後に持ち出されております。この現実は、「民主主義の根幹」にかかわるといふ原点から、厳しく問い糾されるべきことではないのでしょうか。

次に札幌市文化資料室の展示を紹介します。この展示は、アーカイブズの展示をめざす意図をもちながら、沖縄県公文書館のようなものとはなっておりません。札幌市文化資料室は、廃校になった小学校を活用した複合施設の一部を使用しており、2013年に札幌市公文書館となる予定です。展示は、旧校舎の2階踊り場を「展示室」としており、実に気の毒な状況におかれています。ここで、「公文書にみる政策形成と市民生活」なる展示をこころみ、政策決定がいかになされたかの検証をめざし、合併町村の議事録等の公文書と都市計画図等を展示しております。しかし、ここには沖縄県ほどの記録資料がありません、移管されていないために出せないのです。

沖縄県公文書館の企画には、公文書館が県民の権利を守る使命を果たしてきたこと、権利を確認できる場であることを提示し、沖縄県民が「自分らの力で共同生活を作り上げていく」というような意味「われわれが共同生活体の責任者として共同生活体を盛り上げていくのだ」、沖縄県の主体だという想いを育てる、まさに civics への目があり、県民が県政を検証し、その権利と義務に開眼する、何かが発見できる仕掛けが読みとれます。

しかし札幌市のこころみは、政策決定の過程を検証しうる記録資料の乏しさ、公文書等を移管させる上で多くの困難な壁があったことをうかがわせませぬ。多くの公文書館、日本のアーカイブズの現実には札幌市文化資料室に近いのではないのでしょうか。この壁は、公文書管理法が施行されましても、直ちに解消されるものではないのでしょうか。この現実を凝視し、証したる記録資料の意味を問い語ることで、前田多門が civics にこめた哲学、羽仁五郎が国会図書館法の冒頭にこめた祈りを読みとることで、道険しき日本のアーカイブズの前途を切り拓いていきたく思うものです。

8. おわりに

現在国立公文書館が創立40年を迎え、公文書管理法の施行により、日本のアーカイブズは新たな地平に立たされています。その地平は、「民主主義の根幹」を担う器として公文書館等のアーカイブズがその存在を輝かせ、アーカイブズが civics の器たる使命を担うことで、秩序形成能力のある市民が統治の主体者たることを自覚し、統治を検証することで、広く開かれた社会、国家を形成していくことを可能にしましょう。そのようなアーカイブズが何時の日か実現することをめざせば、日本の政治も少しは変わるのではないのでしょうか。

そのためにもアーカイブズの理解を社会的に深め、検証する政治文化、検証文化を根づかせていくことを目指したいものです。独立行政法人国立公文書館の発足時にその運営に携わってきた一人として、アーカイブズに寄せる思いの一端を吐露した次第です。アーカイブズに歴史資料の倉庫を期待する歴史研究者の方にとってみれば、その意向にそわぬものとして、かなり気に障ることかも多々あることと思いますが、意のあるところをお酌み取り下さい。ご静聴、感謝します。

(編集部注：本稿は、平成23年6月9日に行われた「国立公文書館創立40周年・国際アーカイブズの日記念講演会」における講演録です。)